

成田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の概要 (議案第7号・第8号)

1. 令和4年度地方税制改正に伴う一部改正の概要

■個人市民税に関するもの

【施行日：令和4年4月1日】

○経過措置の終了に伴う寄附金税額控除の改正

(成田市税賦課徴収条例第34条の7関係)

平成26年度から7年間の経過措置終了に伴い、民法法人に対する寄附金を寄附金税額控除の対象から除外しようとするもの。

※民法法人とは、旧民法第34条の規定により設立された社団法人及び財団法人であって、新制度の法人へ移行していないものをいう。

■法人市民税に関するもの

【施行日：令和4年4月1日】

○国税（法人税）の改正に伴う法人市民税に係る規定の整備

(成田市税賦課徴収条例第46条関係)

令和4年度課税から適用される通算法人制度において、地方税法の一部改正に伴い、項ずれ等が生じたため規定の整備を行うもの。

■固定資産税に関するもの

【施行日：令和4年4月1日】

○固定資産課税台帳の閲覧等における一定の措置を講じることの明確化に伴う規定の整備

(成田市税賦課徴収条例第64条の2及び第64条の3)

固定資産課税台帳に記載されている住所について、閲覧等を行うことにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等には、一定の措置を講じた上で、閲覧等をさせることができることが明確化されたことに伴い規定を整備するもの。

○地方税法の一部改正に伴う規定の整備

(成田市税賦課徴収条例附則第10条の2及び第10条の3並びに

成田市都市計画税条例附則第2項から第4項まで及び第17項関係)

地方税法の改正に伴い、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例として条例で割合を定めている通称わがまち特例に係る特例の対象が削られたこと等により規定を整備するもの。

○土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置

(成田市税賦課徴収条例附則第12条並びに

成田市都市計画税条例附則第6項及び第16項関係)

令和4年度限りの措置として、商業地等の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の課税標準となるべき価格の2.5%(現行5%)を加算した額とする等の規定を整備するもの。

※負担調整措置とは、納税者の負担感に配慮し、評価額に対し税負担が低かった土地や評価額が急激に上昇した土地の場合にも、税負担を緩やかに上昇させるために、課税標準額を調整する措置のこと。